

**報告事項**

**香川県職員倫理条例等に基づく、令和4年第2四半期(4～6月)の贈与等の状況  
について報告する。**

**1 報告の対象となる期間**

令和4年4月1日から6月30日までの間

**2 報告の対象となる職員**

管理職員（給与の特別調整額の支給を受ける職員）

**3 報告件数**

2件

- 警察活動に対する協力として個包装マスクを受領（観音寺警察署）
- 警察活動に対する慰労として清涼飲料水を受領（さぬき警察署）

**4 参考（贈与報告書の閲覧）**

香川県職員倫理条例に基づく閲覧対象（1件につき2万円を超える場合に限る。）は  
1件である。

報告事項

- 令和4年6月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会2件、警察4件
- 令和4年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会7件、警察18件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公 安 委 員 会	件 数	2	1	1	0	1	2							7
	前 年 比	+2	±0	-1	-1	-4	+2							-2
警 察	件 数	2	3	2	3	4	4							18
	前 年 比	+1	±0	-7	+1	±0	-1							-6

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会				警 察			
	6月		累計		6月		累計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
遺失・拾得届								
窓口・電話対応								1 (1)
各種保護								
職務質問・検問								
110番対応・臨場								
各種相談				1 (1)	1		2	2 (1)
少年補導								
被害届等	1		1					1 (1)
告訴・告発						1	1	1
捜査(逮捕、取調等)			2	4 (2)	3	1	12	9 (5)
交通指導取締り	1		2	1		1	3	3
交通事故処理			1	1				2 (2)
その他			1	1 (1)				1 (1)
合 計	2	0 (0)	7	8 (4)	4	3 (0)	18	20 (11)

(注) 処理欄の ( ) 内の数字は、前年受理分で内数

**報告事項**

**令和4年上半期中に県警察が認知した人身安全関連事案（ストーカー・DV・児童虐待）については、前年同期比で、ストーカー事案が74件（前年同期比-26件）、DV事案が279件（同-24件）、児童虐待事案が305件（同-101件）と、いずれも減少した。**

**1 認知・検挙状況等**

(1) 認知・検挙等件数

区分		令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和3年 上半期	令和4年 上半期
ストーカー	認知	144	136	178	100	74 (-26)
	検挙	21	20	21	9	8 (-1)
	命令	28	40	26	11	10 (-1)
	(延長)	3	1	0	0	1 (+1)
DV	認知	452	376	551	303	279 (-24)
	検挙 (うちDV法)	57 (0)	102 (3)	64 (1)	26 (0)	22 (-4) (0)
	命令	31	30	14	7	9 (+2)
児童虐待	認知	759	819	783	406	305 (-101)
	検挙	60	64	71	41	16 (-25)
	通告	1,108	1,186	1,154	599	489 (-110)

(2) ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令及び検挙における行為の形態

1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	GPS設置	位置取得
8	1	8	3	6	0	0	0	2	2

(3) DV事案におけるDV防止法以外の検挙罪名

傷害	暴行	器物損壊	脅迫	逮捕監禁
13	6	1	1	1

(4) 児童虐待事案における虐待の種別

身体的	ネグレクト	心理的	性的
72	34	196	3

**2 今後の対策**

(1) ストーカー・DV

被害者等の安全確保を最優先に、違法・不法行為の検挙、被害者の保護措置等の組織的な対応のほか、ストーカー行為者に対する取組を推進する。

ア 関係機関と連携した保護命令等の被害防止のための制度や相談窓口の周知（ストーカー・DV）

イ ストーカー行為者に対する「加害者治療」の推進（ストーカー）

ウ 関係法令を駆使した検挙等による加害行為の防止（ストーカー・DV）

エ 被害者等を緊急・一時的に避難させる必要がある場合に、避難施設を利用するための費用を公費で負担（ストーカー・DV）

オ 危険度に応じた、被害者方等への防犯カメラ等の設置の促進（ストーカー）

(2) 児童虐待

児童の安全確保を最優先に、関係機関との双方向の現状報告、些細な異変も漏れなく情報共有することなど、前兆の早期把握に主眼を置いた対策を推進する。

ア 市町との連携（全市町と締結した協定に基づく迅速な情報共有）

イ 児童相談所との連携（派遣警察官の活用や合同訓練の実施）

ウ 医療機関や学校との連携（要保護児童対策地域協議会等を通じた連携）

エ 警察の積極的介入（捜査を契機とした児童の安全確保や援助要請への対応）

オ 児童虐待に着眼したDV事案対応（現場臨場時における児童や現場への着目）

報告事項

令和4年上半期の刑法犯認知件数は1,835件（前年同期比-73件）、検挙件数は976件（同-154件）、検挙率は53.2%（同-6.0ポイント）で、前年同期より、認知件数及び検挙件数並びに検挙率はそれぞれ減少した。

1 令和4年上半期の刑法犯の認知・検挙状況等

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

包括罪種	認知件数			検挙件数			検挙率	検挙人員			うち)少年			
	数	増減	%	数	増減	%		増減	増減	%	増減	増減	%	
総数	1,835	-73	-3.8	976	-154	-13.6	53.2	-6.0	617	-91	-12.9	49	5	11.4
凶悪犯	15	-4	-21.1	10	-7	-41.2	66.7	-22.8	12			2	1	100.0
粗暴犯	147	-45	-23.4	130	-32	-19.8	88.4	4.0	124	-52	-29.5	14	4	40.0
窃盗犯	1,100	-57	-4.9	564	-95	-14.4	51.3	-5.7	313	-18	-5.4	24	4	20.0
侵入盗	131	30	29.7	78	-50	-39.1	59.5	-67.2	18	-5	-21.7	3		
乗り物盗	299	-14	-4.5	45	14	45.2	15.1	5.2	26	10	62.5	3	-3	-50.0
非侵入盗	670	-73	-9.8	441	-59	-11.8	65.8	-1.5	269	-23	-7.9	18	7	63.6
知能犯	131	-11	-7.7	79	-25	-24.0	60.3	-12.9	42			3	2	200.0
風俗犯	31	5	19.2	15	-6	-28.6	48.4	-32.4	10	-4	-28.6	1	-4	-80.0
その他	411	39	10.5	178	11	6.6	43.3	-1.6	116	-17	-12.8	5	-2	-28.6

(2) 重要犯罪の認知・検挙状況

罪種	認知件数			検挙件数			検挙率	検挙人員			うち)少年			
	数	増減	%	数	増減	%		増減	増減	%	増減	増減	%	
総数	26	-8	-23.5	17	-11	-39.3	65.4	-17.0	16	-4	-20.0	3	-1	-25.0
殺人	2	1	100.0											
強盗	3	2	200.0	2	2		66.7	66.7	3	3				
放火	4	-3	-42.9	3	-3	-50.0	75.0	-10.7	2	-2	-50.0	1	1	
強制性交等	6	-4	-40.0	5	-6	-54.5	83.3	-26.7	7	-1	-12.5	1		
略取誘拐・人身	1				-1	-100.0		-100.0		-2	-100.0			
強制わいせつ	10	-4	-28.6	7	-3	-30.0	70.0	-1.4	4	-2	-33.3	1	-2	-66.7

(3) 重要窃盗犯の認知・検挙状況

手口等	認知件数			検挙件数			検挙率	検挙人員			うち)少年			
	数	増減	%	数	増減	%		増減	増減	%	増減	増減	%	
総数	138	33	31.4	83	-49	-37.1	60.1	-65.6	21	-4	-16.0	3		
侵入盗	131	30	29.7	78	-50	-39.1	59.5	-67.2	18	-5	-21.7	3		
住宅対象	43	9	26.5	25	-29	-53.7	58.1	-100.7	5	-2	-28.6	2	1	100.0
住宅対象以外	88	21	31.3	53	-21	-28.4	60.2	-50.2	13	-3	-18.8	1	-1	-50.0
自動車盗	4	1	33.3	2	-2	-50.0	50.0	-83.3	1	-1	-50.0			
ひったくり														
すり	3	2	200.0	3	3		100.0	100.0	2	2				

2 下半期に向けた取組

(1) 検挙対策

- ア 重要犯罪等発生時の迅速な初動捜査の実施と現場鑑識活動の徹底
- イ 盗品捜査、的割り捜査、情報分析・解析等基本捜査の徹底
- ウ DNA型鑑定等の科学捜査の徹底
- エ 広域・連続的に発生する犯罪の早期検挙及び組織的犯罪の徹底検挙

(2) 抑止対策

- ア 上半期の情勢を踏まえた侵入盗対策等の推進
- イ 自主防犯活動に資する地域住民等への適時適切な情報提供の推進
- ウ 地域住民の防犯意識の高揚による地域防犯力向上のための取組の推進
- エ 規範意識の向上と再非行防止等に向けた支援活動の強化

**報告事項**

不当に債務の免除を要求した二代目親和会組員に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、中止命令を発出した。

**1 中止命令を受けた者**

住所 坂出市

指定暴力団二代目親和会組員 甲男

**2 相手方(被害者)**

A男

**3 中止命令の理由及び根拠**

(1) 理由

甲男は、内妻である乙子が借金をしているA男に対し、令和4年5月26日頃、A男が返済が滞っている乙子に「次からは、〇〇組の知り合いに金持って行ってくれ。」等と告げたことに関し、携帯電話で「〇〇組と言うんなら俺は一切金を払わんぞ。」等と告げ、更に、同年6月7日、携帯電話で「そっちがヤクザの名前を出したんやから俺は金を払わんぞ。」等と告げ、乙子が負う借金6万円の債務の全部の免除をみだりに要求したもの

(2) 根拠

ア 違反条項 法第9条第8号(不当債務免除要求行為)

イ 命令適用条項 法第11条第1項(中止命令の根拠規定)

**4 中止命令発出状況**

(1) 発出日時

令和4年7月25日(月)午後1時29分

(2) 発出場所

坂出警察署構内

(3) 発出時の状況

甲男に対し、中止命令書を示して読み聞かせたところ、「わかりました。もうしません。」等と言って同命令書を受領した。

**5 参考**

(1) 令和4年の中止命令件数 2件目

(2) 法施行後の中止命令件数 239件目

公安委員会 説明資料 No. 6	公安委員会の交通規制（専決分）の実施 について	令和4年7月28日 交 通 部
---------------------	----------------------------	--------------------

**報告事項**

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 道路拡幅整備に伴う最高速度（50キロ）規制の延長
- 令和4年度第1回総合現地診断に基づく横断歩道の減設
- 交差点改良に伴う一時停止規制の新設

等の21か所（区間）を実施する。

**1 交通規制の総括**

交通規制の新設・変更・廃止 [合計21か所（区間）]

規 制 種 別	新設	変更	廃止	規 制 種 別	新設	変更	廃止
横 断 歩 道	3	1	0	自 転 車 歩 道 通 行 可	0	0	2
原付小回り右折	1	0	0	自 転 車 横 断 帯	0	1	2
二 段 停 止 線	0	0	5	指 定 方 向 外 進 行 禁 止	0	1	0
最 高 速 度	0	1	0	計	8	4	9
一 時 停 止	4	0	0				

**2 主な交通規制**

- (1) 道路拡幅整備に伴う最高速度（50キロ）規制の延長

高松市香川町 県道岩崎高松線

- (2) 令和4年度第1回総合現地診断に基づく横断歩道の減設

丸亀市綾歌町 東馬指交差点

- (3) 交差点改良に伴う一時停止規制の新設

丸亀市御供所町 東汐入川けんこう公園西側